

作成年月日	令和3年5月17日
作成部局 課室名	農政環境部農林水産局 林務課

ひょうご木製品マイスター制度の創設

県産木製品の販売等を通じて、木の良さや木材利用の意義を広く県民に伝える活動意欲のある事業者を「ひょうご木製品マイスター」（以下、「マイスター」という。）として県が登録し、身近な暮らしの中での県産木材の利用促進につなげます。

1 マイスターとは「木の良さを伝える伝道師」

県産木材の良さを理解したマイスター自らが、家具や建具、玩具、日用品等の販売を通じて、兵庫の山から木を伐採し使うことの意義を県民に伝え、広げていく活動に取り組みます。

2 マイスターの活動

- (1) SNS や店頭での語りべによる情報発信
- (2) 住宅展示場や「ひょうご木の匠」登録工務店等での県産木製品の家具や建具等の展示・PR
- (3) 農林漁業祭、ひょうご森のまつり等のイベントでの木と触れ合う木育ブースの設置や県産木製品の玩具・日用品等の展示・PR
- (4) 魅力ある県産木製品の開発

3 登録のメリット

マイスターの県産木製品や普及活動を県のInstagramやホームページ、活用事例集等に掲載するなど、広く県民や教育機関、百貨店等に紹介します。

4 登録事業者の募集期間

令和3年5月31日（月）～9月30日（木）※毎年度募集

5 応募方法

下記URL、又はQRコードから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記まで郵送にてご提出ください。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/meister.html>



<問い合わせ先>

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 木材利用班 Tel : 078-362-9224

ひょうご木製品マイスター制度

～木の良さを伝える伝道師～

〈ひょうご木製品マイスターとは〉

県産木製品(家具、建具、玩具、日用品等)を通じて、兵庫の山から木を伐採し使うことの意義を県民に伝え広げていく伝道師として県が登録する事業者の方です。



〈マイスターの活動〉

- ① SNSや店頭での語りべによる情報発信
- ② 住宅展示場等での展示・PR
- ③ 木と触れ合うイベントでの木育活動
- ④ 魅力ある県産木製品の開発



〈登録のメリット〉

マイスターの県産木製品や普及活動を県のInstagramや活用事例集等に掲載するなど、広く県民や教育機関、百貨店等に紹介します。



〈応募条件〉

- ① 県産木製品の販売実績があり、県産木材の普及と、利用拡大に取り組む意欲があること
- ② 県産木材を積極的に活用することで、兵庫の森林保全に貢献する意欲があること

〈募集期間〉

令和3年5月31日(月)～9月30日(木) ※毎年度募集

〈応募方法〉

下記URL、又はQRコードから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記まで郵送にてご提出ください。

【問い合わせ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班

TEL:078-362-9224(内線4122) / FAX:078-362-3954

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/meister.html>

